

実施方針の策定の見通し（令和6年度）

令和6年4月
宇部市

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
宇部市公共下水道西部処理区運営事業	30年間 (予定)	<p>運営権者は、次の施設に係る維持管理等に関する業務を実施するもので、特に処理場については、PFI法に基づく公共施設等運営事業として実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理場 西部浄化センター ・ ポンプ場（4箇所） 小串ポンプ場 ほか ・ マンホールポンプ施設等（5箇所） 桃山マンホールポンプ場 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西部浄化センター（宇部市大字藤曲） ・ 小串ポンプ場（宇部市西琴芝一丁目） ほか ・ 桃山マンホールポンプ場（宇部市大字小串）ほか 	令和6年6月 (予定)

※この見通しは「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定により公表するものです。